

(3) 寄与分に関するその他の問題

寄与分に関するその他の問題

1 相続人の配偶者や子が寄与した場合にも寄与分は認められるか？

- (1) 相続人が亡くなっていれば、寄与分は認められない。
- (2) 相続人が存命であれば、相続人の寄与分として認められる。
- (3) 相続人は亡くなっているが代襲相続人がいる場合、代襲相続人の寄与分として認められる。

2 対価を得ていた場合は、寄与分は認められないのか？

支払われた賃金や報酬等と提供した労務の対価との差額が、寄与分として認められる。

$$\begin{array}{c} \text{提供した} \\ \text{労務の対価} \end{array} - \begin{array}{c} \text{支払われた} \\ \text{賃金や報酬等} \end{array} = \text{寄与分}$$

3 特別受益者にも寄与分は認められるか？

寄与分を認めない代わりに、贈与の持戻しが免除される。

4 相続開始後の寄与にも寄与分は認められるか？

【事例】 寄与の有無は相続開始時を基準とするので、相続開始後の貢献は寄与分ではないが、相続人が相続開始後に大学を中退して被相続人たる父の家業を継ぎ、一家の生計を支えて弟妹を学校へ行かせ、遺産である建物を改修・増築をし、遺産である借地の賃料を支弁し公租公課等を負担してきた貢献度を金銭に見積り、遺産の中から支払われた事例がある。

5 寄与分の認定はだれがするのか？

全相続人の合意であるか、家庭裁判所の審判で決めてもらう。

6 遺留分の減殺請求の際に、寄与分の請求もできるか？

寄与分を定める審判は、遺産分割の審判の申立がないとできない。よって、遺留分減殺請求訴訟の中で寄与分の主張は認められない（最判平 8.1.26）。